

令和 8 年 6 月中川村議会定例会議事日程（第 3 号）
令和 8 年 6 月 1 8 日（火） 午後 2 時 0 0 分 開議

日程第 1	議案第 10 号	中川村教育委員会委員の任命について
日程第 2	請願第 2 号	「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
日程第 3	発議第 5 号	「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
日程第 4		議員派遣について
日程第 5		委員会閉会中の継続調査について

出席議員（ 1 0 名）

1 番	片 桐 邦 俊
2 番	松 村 利 宏
3 番	中 塚 礼次郎
4 番	長 尾 和 則
5 番	桂 川 雅 信
6 番	山 崎 啓 造
7 番	島 崎 敏 一
8 番	大 島 歩
9 番	大 原 孝 芳
10 番	松 澤 文 昭

欠席議員（ 0 名）

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	丹 羽 克 寿
教育長	片 桐 俊 男	総務課長	桃 澤 清 隆
地域政策課長	眞 島 俊	住民税務課長 会計管理者	上 山 公 丘
保健福祉課長	小 林 郁 子	産業振興課長	松 崎 俊 貴
建設環境課長 リニア対策室長	宮 崎 朋 実	教育次長	水 野 恭 子

職務のために参加した者

議会事務局長	久保田 茂
書 記	宮 崎 華 穂

令和 8 年 6 月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和 8 年 6 月 1 8 日 午後 2 時 0 0 分 開議

○事務局長

御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長

御参集、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第 1 議案第 10 号 中川村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

提案理由の説明を求めます。

○村 長

それでは議案第 10 号 中川村教育委員会委員の任命について提案理由の説明をさせていただきます。

現教育委員の下平裕司さんでございますが、本年 9 月 2 日をもって任期満了となります。

下平裕司さんにつきましては、平成 30 年 9 月 3 日から 2 期 8 年間、教育委員としてお務めをいただいたところでございます。また、この 4 年間は教育長職務代理者としてお務めをいただいたところでございます。この 8 年間の御尽力に対して心から感謝を申し上げます。

つきましては、後任の教育委員として下記の方を任命いたしたく、御提案を申し上げます。

氏名は安富和子、生年月日、住所につきましては議案書の記書きのとおりでございます。

安富さんは、県内小中学校の養護教諭として子どもたちの心と体の健康を守り、安心して学べる環境づくりに尽力してきていただきました。

また、御自身のライフワークであるかむこと——そしゃくの研究をされ、松本歯科大学で歯学博士号を取得されております。この経験を基に平成 25 年から飯田女子短期大学——現飯田短期大学でございますが、この教授として教鞭を執ってこられました。

安富さんは、人格、識見ともに高く、小中大学と多様な教育現場で指導された経験をお持ちでございます。現在進めている新たな学校づくりにもお力を尽くしていただけるものと期待をいたすものでございます。

教育委員として適任と考え、任命いたしたく、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

よろしく願います。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長

全員起立です。したがって、議案第 10 号は同意することに決定しました。

日程第 2 請願第 2 号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長

（桂川 雅信） 6 月 12 日の本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました請願第 2 号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について、6 月 16 日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。

請願の趣旨は、義務標準法が改正され中学校の学級編成基準は 28 年度までに 35 人に引き下げられることになりましたが、学校現場では多様なニーズを持つ子ども一人一人に寄り添った指導、支援を行うには 35 人でも多過ぎるとの声が多く寄せられていること、長野県では今年度から独自に小学校 1 年生の 25 人規模学級編成が導入されているが、単級の学校は対象外となっており、国の責任によりさらなる少人数学級を推進することが強く求められていること、給特法等の改正により今後取るべき措置として教育基礎定数の改善等を掲げているが、教員の定数算定の係数の見直しには踏み込んでいないこと、地方自治体が正規教職員を計画的に採用、配置できるようにするために抜本的、長期的な定数改善計画を示すとともに、十分な教育予算を確保する必要がある、国による財政措置が不可欠であること、義務教育費国庫負担制度は 2006 年に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、公教育に地域間の格差が生じることは大きな問題であり、国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受

		けられるようにすることは憲法上の要請であることなどの理由から、1 全ての子どもに行き届いた教育を実現するため以下の点を中心に義務標準法の改正を行うこと、(1)さらなる少人数学級の推進、(2)複式学級の編成基準の引下げ、(3)教員基礎定数算出に用いる係数の改善、(4)少数職種の配置増、2 自治体の実効性ある働き方改革施策を推進するために必要な予算措置を講じること、3 教育の機会均等とその水準の維持、向上を図るため義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充することという内容でした。
		審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。
		審査の過程で出された主な意見は、「給特法の改正では教員定数算定の基礎係数の見直しに踏み込んでおらず、附則で検討明記とだけされていて、まだ見直しには至っていない。現在の係数は1990年代初頭から変わっていない。30年前と比較して現在の教員の負担は格段に大きくなっているので改善すべき」「現在の教員定数算定係数は単級の多い小規模校には教員が増えないようになっており、専科教員も自治体負担が多くなっている。この請願は何年も前から繰り返し上がっている。続けることによって打破したいし、国庫負担は元に戻していただきたい。将来を担う子どものために必要である」「学校の先生は過重労働になっており、仕事で病んでしまう方もいるという実態だ。この請願は何年も継続して出ているので、根気強く上げていって、国に考えていただきたい」「今回の一般質問の教育長の答弁では、欧米の教員はスペシャリストスタイルで授業に特化して働くことができるが、日本はゼネラリストスタイルで、多様な子どもへの対応、支援会議への出席、先生同士の会議の出席、給食の世話など、一人で何役もやらねばならないとあり、負担は大きい。そのしわ寄せは子どもに来る」といったものでした。
○議	長	以上、御審議のほどよろしく願いいたします。 委員長報告を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
○議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 まず原案に反対者の発言を許します。 次に原案に賛成者の発言を許します。 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 この請願に対する委員長の報告は採択です。 この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択すること

	に決定しました。
	日程第3 発議第5号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
	を議題とします。
	朗読願います。
○事務局長	朗読
○議長	趣旨説明を求めます。
○4番	(長尾 和則) それでは意見書の朗読をもって説明といたします。 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書 義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制基準は28年度までに35人に引き下げられます。しかし、学校現場からは、多様なニーズをもつ子ども一人ひとりに寄り添った指導・支援を行うには35人でも多すぎるとの声が多く寄せられています。長野県では今年度から独自に小学校1年生の「25人規模学級編制」が導入されていますが、国の責任により、さらなる少人数学級を推進することが強く求められます。また、複式学級については国基準が県基準を下回っており、学級数に見合った専科教員が配置できない問題もあります。 一方、深刻な教員の長時間労働を是正し「なり手」を確保するため、給特法等の改正が行われました。改正法は、今後とるべき措置として教員基礎定数の改善等を掲げていますが、教員の持ち時数軽減に不可欠である定数算定の係数(「乗ずる数」等)の見直しには踏み込んでいません。子どもたちに質の高い教育と豊かな学びを保障する上で、学校に人員を増やし、教員に教材研究や授業準備の時間を保障することはきわめて重要です。 これらの課題に応え、地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置できるようにするために、抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに十分な教育予算を確保する必要があります。また、自治体が「業務の3分類」をはじめとした働き方改革を推進するためには、国による財政措置が不可欠です。 義務教育費国庫負担制度は、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。公教育において地域間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。 以上をふまえ、国会及び政府におかれては、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2027年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。
	記
	1 すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するため、以下の点を中心に義務標準法の改正を行うこと。

		（１）さらなる少人数学級の推進 （２）複式学級の編制基準の引き下げ （３）教員基礎定数算出に用いる係数（「乗ずる数」等）の改善 （４）少数職種の配置増 ２ 自治体の実効性のある働き方改革施策を推進するために必要な予算措置を講じること。 ３ 教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を２分の１に復元するなど拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。 慎重な御審議をお願いいたします。 説明を終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	
		質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	
		討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	
		全員賛成です。よって、発議第 5 号は原案のとおり可決されました。 日程第 4 議員派遣についてを議題とします。 お諮りします。 会議規則第 129 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	
		異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。 議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長及び議会広報委員長から、議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。 本件について委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議	長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。 これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。 ここで村長の挨拶をお願いいたします。
○村	長	6 月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶をいたします。 今定例会では、提案申し上げました報告・承認案件 5 件と議案の 10 件、全てについて同意をいただき、提出原案どおり承認をいただきました。改めてお礼を申し上げます。 6 月 16 日でありますけれども、新田副知事が上伊那地域現地視察で来村され、ツキノワグマ被害防止対策について懇談を行い、上前沢地籍の前沢川両岸の竹林、灌木等を伐採し、緩衝帯を整備した現地を視察していただきました。 片桐地域での出没は、長野県管理河川を下って段丘崖の付近で多く見られているという特徴があります。この地域はゾーニングが難しいということ及び隣接町との連携の重要性を説明し、理解いただいたものと思っております。 あわせて、長野県管理の河川内の草刈りが非常に重労働となっているということから、河川内の山状態になっている土砂を平らにしていだけないかという要請行ったところでございます。 さて、今定例会は中川村第 17 期としての最後の議会となりました。 第 17 期の議員各位とは、令和 4 年 8 月 24 日の臨時議会を招集し、専決処分 2 件の承認と監査委員の選任の議案を審議いただいたのが最初でございます。これらを承認いただいたのが始まりということでございます。 思い返しますと、17 期の議員活動の開始時は新型コロナウイルスの変異いたしましたオミクロン株の流行時期であり、ワクチンの集団接種を続けていたところでございます。令和 5 年 5 月 8 日、新型コロナウイルス感染症が流行性インフルエンザと同列の第 5 類に分類されることになり、これを契機にして新たな日常が始まったところでございます。 令和 4 年 2 月 24 日からロシアのウクライナ侵攻が始まりまして、窒素肥料などの輸入が難しくなり、化学肥料や農業資材価格が高騰する中、国の農業者支援対策及び商工業者等原油価格高騰対策支援交付金の効果的な使途とその額、また新型コロナ対応地方創生臨時交付金の活用を令和 5 年度一般会計予算等に盛り込む議論をスタートとし、形は多少変わりましたが、物価高騰と燃油高騰対策の交付金活用の議論は今日まで続いております。 小中学校を通じてふるさと学習などで中川村の概要や現状について、これを学んだ生徒が中川村子ども議会で村の課題解決に向けた提案を行い、地域、村を構成する一人であるという中学生の認識を高める、こういうことを狙いとして、子ども議会を 4 回、17 期の中で開いてきたところでございます。 この中で、ふるさとである中川村を意識する、あるいは学習を基にこのように変えたらどうかという堂々とした提案をいただき、非常に頼もしく、この経験が

きつとどこかで役立つものと感じたところでございます。

子ども議会は 17 期中の特徴ある取組として今後も引き継がれるものというふうに考えております。

第 17 期の議会は議会内の改革を進めた印象が非常に強くあります。

議会として村民の声を拾うよう心がけたこと、特に令和 4 年 12 月から始めました議会チョコッと訪問は、個人、企業の関係者など、合計で 57 か所に訪問したとお聞きしております。議会活動や村政に関してのちょっとした問いかけがあり、中には一般質問にも反映された例もあると聞いておりまして、次期以降も続くであろう取組の先駆けであったというふうに考えております。

また、議会広報の位置づけを重要視し、常任委員会に引き上げて条例化を行ったことは、村民に対して議会活動の P R を重視する議員の皆様方の熱い思いを象徴したものだと思っております。

前期――第 16 期の議会での共通のテーマは、議員活動は生産活動を終えた 60 歳以降の者の特権でなく、若い人も議会議員として活躍する多様な世代からなる村議会への改革でありました。

そこで、年代別議員報酬体系の創設の 4 年間を踏まえて、17 期では市議会議員に比較し、かなり低額の町村議員報酬全体を引き上げること、中でも郡下最低の中川村議員報酬全体を見直すべしとの要望をいただきました。特別職等報酬審議会で 4 回にわたる議論を重ねた結果、全体の引上げにつながっております。

新しい議員報酬体系につきましては、第 18 期の議員報酬に適用されます。

このほかにも、中川村カーボンニュートラル宣言――令和 5 年 3 月 22 日議長・村長共同宣言、村づくり委員会設置に関する要望――令和 7 年 12 月、子どもの権利条約制定を求める意見書――令和 8 年 3 月など、いただいております。現状を踏まえて、条例化等を着実に進めてまいります。

このように、会議だけでなく、様々な分野で多岐にわたる提言活動に取り組まれたこと、改めて敬意を表させていただきます。

さて、今年は、8 月 9 日投票の長野県知事選挙、そして村議会議員選挙が投票日を同じくして行われます。議員として初期の目的を果たされ御勇退される方、再び公約を掲げ、御自身の描く中川村づくり、地域の発展のため立候補される方、それぞれにも御健勝にて熱い夏を乗り切っていただきますことを祈念しまして、定例会閉会の御挨拶とします。

最後の定例会を終え、残す任期、2 か月となります。4 年間、大変お疲れさまでありました。ありがとうございました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で令和 8 年 6 月中川村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

[午後 2 時 2 9 分 閉]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

○議長

○事務局長